

JR東労組 (東日本旅客鉄道労働組合)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-1
東日本旅客鉄道株式会社 代々木総合事務所 5階
電話 03-5315-0941
発行人 加藤誠 編集人 湯ノ目亜矢子
毎月1回20日発行／一部20円
(組合員の購読料は、組合費に含む)

2025年9月20日

第779号



JR東労組ホームページは
←こちらからアクセス
<http://www.jreu.or.jp/>

第44回定期大会以降の拡大
(2025.6.12～)

ようこそ! 11名

JR東労組で共に頑張っていましょう!

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に対し、安全を第一とした職場をつくり出すために全組合員でたたかい抜こう!

5月7日に「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」として【組織の見直し】と【人事・賃金制度の見直し】について提案を受けて以降、たたかいのスローガンを掲げ、組合員の声に基づき、申20号と申2号の解明申し入れを行い、107項目にわたって議論を行ってきました。

会社は、JR東日本の二軸経営を実現するために、「組織の見直し」と「人事・賃金制度の見直し」、7月に発表されたJR東日本グループ経営ビジョン「勇翔2034」の三位一体の経営改革によって生産性向上をさらに進めていくとしています。そのグループ理念に「安全」の文字が入っていないことに対して強い問題意識と危機感を抱かざるを得ません。

また、不当労働行為やセクハラ・パワハラ等のハラスメント行為、労働組合の加入の有無による差別などない安心して働ける職場を構築するため、全組合員でたたかい抜かなければなりません。

実施日が示されていますが、日々の業務に忙殺され、いつのまにか実施されていたとならないよう、組合員・社員一人ひとりが理解、納得して施策が実施されていかなければなりません。職場での議論を広範につくり出し、より良い制度・施策を仲間と共に作り出していきたいと思います。そのために「たたかいのスローガン」のもとに結集し、最後までたたかいていきましょう!

たたかいのスローガン

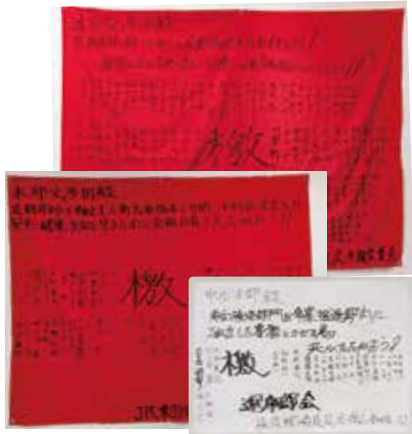
定期昇給を軸とした、新たな格差と分断、不利益変更反対!
安全・健康・生活を守るため、全組合員でたたかおう!

【組織の見直し】について

2026年7月実施と提案されています。各地方も本部・支社から事業本部へと大きく見直しが行われていくことから、本部・本社間での議論後に各地方においても議論を行わなければなりません。その各地方での議論時間を十分に確保するために、中央本部は8月7日に解明交渉を終えて以降、8月12日に申4号として全19項目の申し入れを提出しました。しかし、会社回答の準備ができていない等の理由で、交渉日程が決まらず、申4号の第1回団体交渉は9月10日の開催となりました。

団体交渉においても、グループ理念に「安全」の文字を入れるべきだと訴えましたが、会社は、「安全は経営のトッププライオリティであることは変わらない。社長メッセージなどに究極の安全を入れている。お客さま目線において安全の先にある安心と示している。むしろ安全を重く捉え、その先の安心をつくっていくということである。行動指針の一番

目に『究極の安全』を記載している。組合の主張は否定しないが、このような理念、コンセプトで示している」と述べています。会社は、安全がトッププライオリティであることは変わらないと繰り返して述べますが、事故・事象が続いている現実を見ても、明らかに安全レベルの低下とお客さまからの信頼の失墜につながっていると言えます。「勇翔2034」で「安全がすべての信頼の基盤である」と言うならば、「安全」の文字を明確に記載すべきだとJR東労組は強く訴え、要求しました。その一方、東中野事故以降に労使確認し合い、労働協約とした「事故撲滅をめざして(1992・12・5)」「安全宣言―事故絶滅への挑戦(1999・4・11・8)」「安全宣言―安全計画21」のスタートにあたって(1999・6・1)の3つの安全宣言について、労使議論を経て確認したものであり、これまでの議論を否定するものではないことを確認し、安全第一の企業風土・企業文化をつくり出していくことを確認しました。



申4号は9月11日と17日に団体交渉を実施し、現在も議論を行っている最中です。(業務部速報No.39・43をご参照ください)。団体交渉の議論内容を組合員と共有し、今後の各地方での議論に向けて準備を行い、組合員と共にたたかいをつくり出していきたいと思います。

(2面に続く)

不当労働行為に対する第三者機関への 救済申し立て等を行う!

9月19日、JR東労組大宮地本は、JR東日本ならびに関係する管理者を相手取り、さいたま地裁に損害賠償請求(労働組合及び組合員の団結権等の侵害)を提訴しました。また同日、JR東労組大宮地本は、JR東日本を相手取り、埼玉県労働委員会に不当労働行為(不誠実団交)の救済を申し立てました。

JR東労組大宮地本は、18春闘以降発生した不当労働行為に対し、「団体交渉を精力的に行う」という大会方針に則り、今後の労使関係の基礎的条件として会社から示された「労使間の諸問題は速やかに団体交渉における話し合いにより解決すること」に真摯に向き合い、団体交渉を繰り返してきました。

しかし、団体交渉において会社は一部不当労働行為と捉えかねない事象と認めるものの、不当労働行為は止みません。それどころか、組合の指摘を受け止めず調査を拒否する等、不誠実な姿勢を繰り返し、団体交渉が決裂し、労使の話し合いで解決ができませんでした。よって、第三者機関の活用に至りました。

JR東労組大宮地本は、不当労働行為・ハラスメントにより、病気になる仕事が出来なくなり、自殺を考えるまで追い込まれた仲間もいることから、不当労働行為を絶対に許さず、他の仲間にも波及しないよう、たたかい抜く決意です。

■主な損害賠償請求の内容

組合員Aは、管理者Bから言われた「JR東労組の思想は革命しかない。そんなことできない。考えが古い。そんなことに組合員を巻き込んでいるんだ!」という言動により、著しい精神的苦痛を味わった。

■主な不当労働行為救済申し立ての内容

- 組合員の試験可否に関する調査
- 組合員の供述に基づく管理者に対する再調査
- 不当労働行為を行った経営幹部に対する調査

これらの団体交渉における会社の不誠実な姿勢は、不当労働行為だ!



最後まで共にたたかおう!

先日、娘の部活の宮城原遠征に付き添う機会があり、空き時間に旧JR野蒜駅を訪れた。この駅は「東松島市震災復興伝承館」として東日本大震災の津波で破壊されたホームや自動券売機が保存され、当時の惨状が生々しく伝わってくる。2011年3月11日、埼玉県の自宅で当時3歳だった娘は、緊急地震速報の警報音に怯え、揺れる部屋の中で泣き叫んでいた。今でもその音を聞くと、体がすくむほどの恐怖を感じるという。しかし、彼女は現地で何が起きたのか、どれほどの被害があったのかを知らないままだった。伝承館の津波到達地点の前で、娘は「ここまで津波が来たの? 現地に来るまで知らなかった」と驚きの声を上げた。実際に足を運び、目で見て初めて理解できた衝撃が込められていた。来年は東日本大震災から15年を迎える。日本各地で自然災害が多発している。こうした現実に対し、地震や豪雨など、日本政府は軍備増強よりも、まず市民が安心して暮らせる環境整備に力を注ぐべきだ。私たち一人ひとりと、防災・減災への意識を高め、共に、震災の記憶を風化させないために次世代に伝え広めていきたい。(J・F)

